

令和6年4月1日

さっちゃん家デイサービスセンター 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岡山市指定 第 3370111134 号)

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護・要支援」と認定された方が原則対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 事故発生時の対応	5
7. 守秘義務	6
8. 苦情の受付について（契約書第21条参照）	7

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 岡山中央福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県岡山市東区吉原231 |
| (3) 電話番号 | 086-943-1701 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 井場 哲也 |
| (5) 設立年月 | 昭和55年11月4日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定地域密着型通所介護事業所・平成23年10月1日指定
岡山市 3370111134 号 |
| (2) 事業所の目的 | 要支援または要介護状態にある利用者に対し、適正な指定地域密着 |

型通所介護を提供することを目的とする。

(3) 事業所の名称 さっちゃん家 デイサービスセンター

(4) 事業所の所在地 岡山県岡山市東区金田 8 1 9 番地

(5) 電話番号 0 8 6 - 9 4 8 - 2 4 2 0 FAX 0 8 6 - 9 4 8 - 9 7 9 9

(6) 管理者 氏名 伊達 隆

(7) 当事業所の運営方針

事業所の従業者は、要支援者及び要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、機能訓練および日常生活上の介護を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および身体機能の維持ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

(8) 開設年月 平成 2 3 年 1 0 月 1 日

(9) 利用定員 15 人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 岡山市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土 年末年始 12/30～1/3 を除く
職員勤務時間	月～土 8 時 30 分 ～ 17 時 00 分 (時差勤務)
サービス提供時間	9 時 15 分～16 時 30 分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置状況
1. 管理者	1 名
2. 生活相談員	1 名
3. 介護職員	1 名以上
4. 機能訓練指導員	1 名
5. 看護職員	1 名以上

6. 調理員	1名以上
--------	------

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間：8：30～17：00
2. 生活相談員	勤務時間：8：30～17：00
3. 機能訓練指導員	勤務時間：8：30～17：00
4. 看護職員	勤務時間：8：30～17：00
5. 調理員	勤務時間：9：30～13：30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を減じた割合が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・ 当事業所では、献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）

12：00～13：00

②入浴

- ・ 一般浴槽または機械浴にて、職員が入浴をお手伝いします。

③送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

④機能訓練

- ・ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練、心身活性化を図るためのサービスを提供します。

⑤相談、助言に関する事

- ・ 日常生活における介助等に関する相談、助言を行います。

＜サービス利用料金＞（契約書第6条参照）

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

＜サービス利用料金＞（契約書第 6 条参照）

要支援の方（1 か月あたり）

要支援 1	1798 単位
要支援 2	3621 単位

要介護の方（1 回あたり）

	7～8 時間	6～7 時間
要介護 1	753 単位	678 単位
要介護 2	890 単位	801 単位
要介護 3	1032 単位	925 単位
要介護 4	1172 単位	1049 単位
要介護 5	1312 単位	1172 単位

※入浴加算Ⅰ 40 単位/1 回

入浴（全身シャワー浴を含む）を実施した場合に算定

※サービス提供体制加算Ⅱ

- ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 40%以上
- ・職員の総数のうち、勤続年数 7 年以上の職員の割合が 30%以上

※介護職員処遇改善加算

所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料及び調理に係る費用は別途いただきます。（下記（2）

①参照）

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 6 条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供（食費）

ご契約者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。

料金：1日あたり 600 円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

④送迎費用について

通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 1 キロメートルごとに 100 円加算となります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、毎月 15 日までに月単位で請求しますので、次の方法により毎月 27 日に指定口座より自動払い込みされます。

口座振替の集金代行 （三菱UFJニコス株式会社）

ご利用いただける金融機関 （都市銀行全行、地方銀行全行、信託銀行全行、
信用金庫・労働金庫全金庫、ゆうちょ銀行）

・契約時に口座振替申込書に記入頂き、手続き完了後自動払い込みが開始されます。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第 7 条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 事故発生時の対応

当事業所において、サービス提供中事故が発生した場合には、下記の通り対応を行うものとします。

- (1) 迅速な事故処理をします。
- (2) 利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡をとります。
- (3) 損害賠償の責めを負う必要があるときは速やかに応じます。
- (4) 再発防止策を講じます。
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をします

7. 身体拘束について

当事業所は、利用者本人や他の利用者などの生命または身体を保護する為やむを得ない場合を除き、利用者に対し、隔離、身体拘束、薬物投与などによる行動制限を行いません。

8. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待等防止の為の措置を講ずるものとします。責任者を事業所所長とし、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9. 成年後見制度の活用支援

当事業所は、利用者と適正な契約手続をおこなう為、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援をおこないます。

10. 守秘義務

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

1 1. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 中野 光子

○苦情受付担当者 岡林 美代

○受付時間 毎週月曜日～日曜日 8：30～17：00

年末年始 12/30～1/3 を除く

○TEL 086-948-2420 FAX 086-948-9799

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

岡山市事業者指導課	所在地 岡山市北区大供3丁目 1-18 KSB会館4F 電話番号 086-212-1013
岡山県国民健康保険団体 連合会	所在地 岡山市北区桑田町11-6 電話番号 086-223-8811

○利用者から事業者への緊急連絡先

TEL 086-948-2420 FAX 086-948-9799

さっちゃん家デイサービスセンター

年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

さっちゃん家デイサービスセンター

説明者

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名

家族・親族

住所

氏名

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第9条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

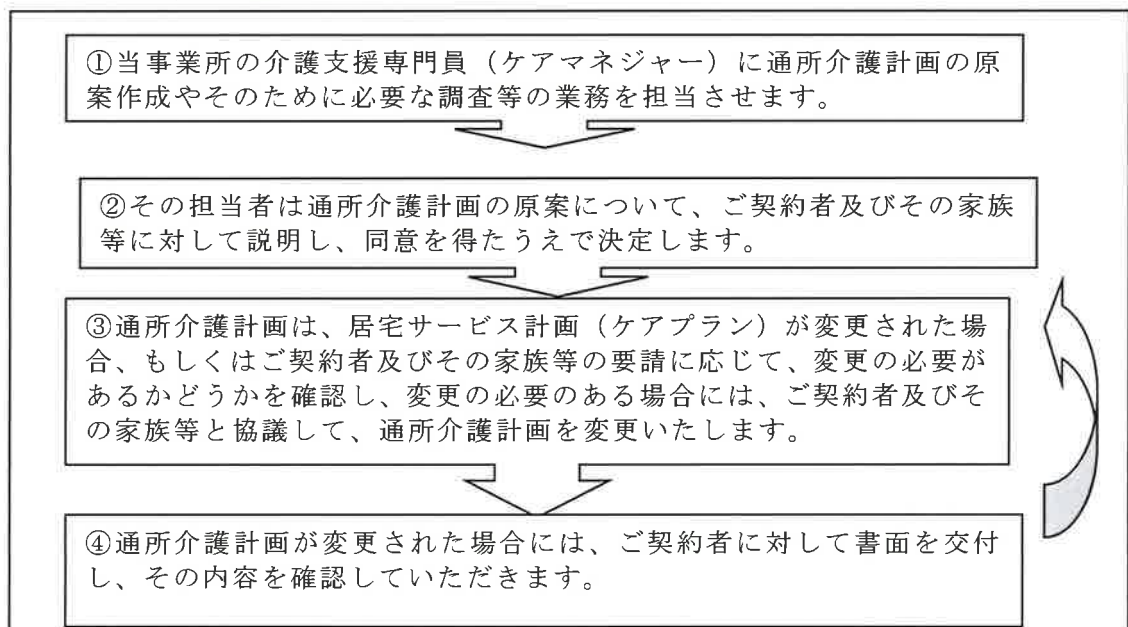
<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 木造平屋建て
- (2) 建物の延べ床面積 146.86 m²
- (3) 事業所の周辺環境 岡山市上南中学校区に位置し、ブルーラインと吉井川と四つ手網で有名な九幡港に囲まれた田園地帯

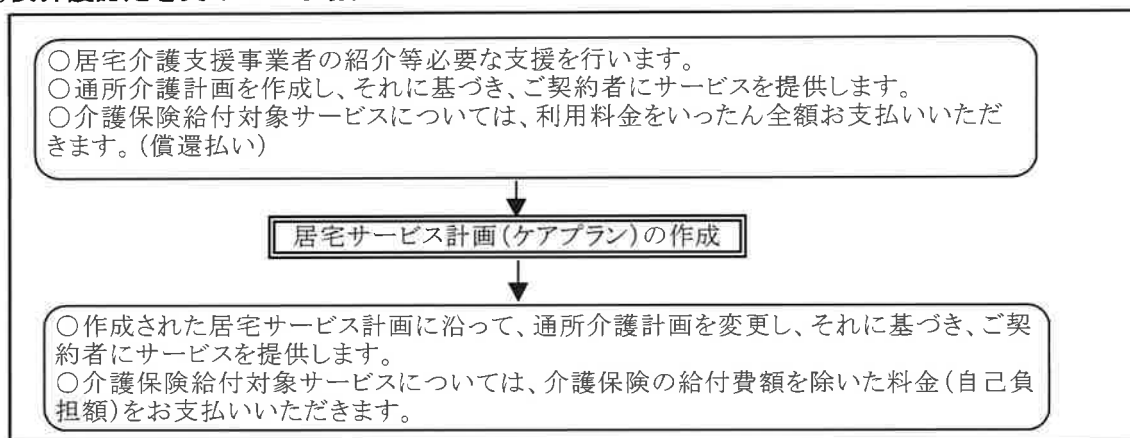
2. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。
(契約書第3条参照)

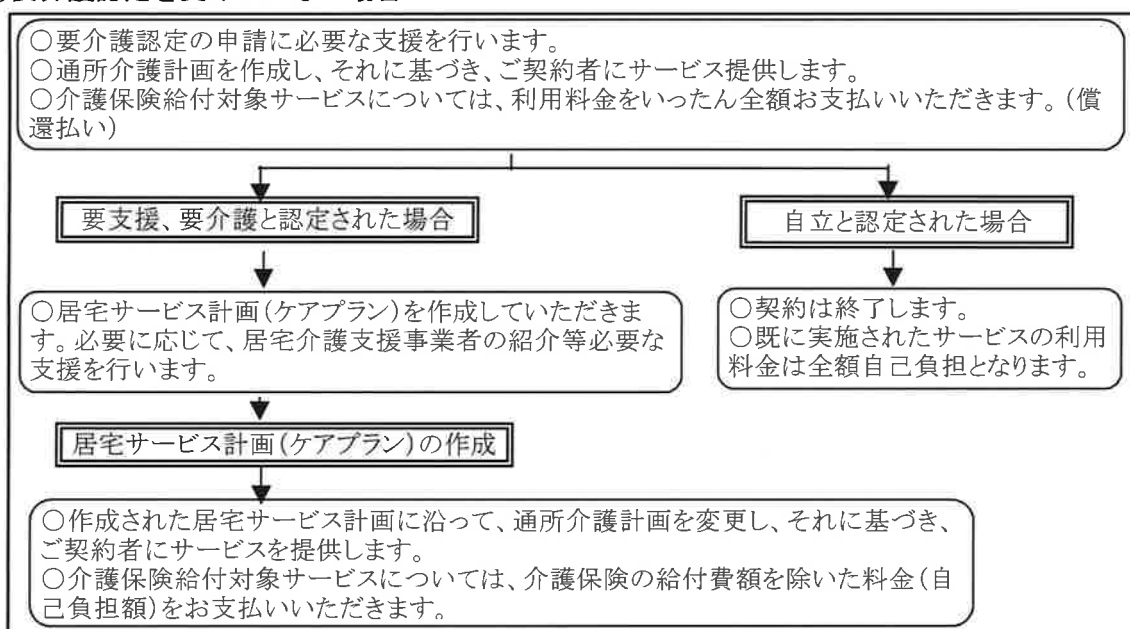


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



3. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 15 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。